

シリーズ「職場での新型コロナウイルス感染症対策」

(その8) 健康診断

●感染予防マニュアルを守りながら、健康診断を行っています

昨年5月、日本全国の健診実施施設が加入している8つの団体が、合同マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を公表し、新たな形での健診が定着しつつあります。

当センターでは、

- ・職場での巡回健診
- ・公民館などで複数の職場が合同で行う巡回健診
- ・鹿児島市東開町の当センター施設の中で行う健診

の健診の形をとっていますが、

全ての形でマニュアルを守りながら健診を行うには、受診者様や事業者様のご協力も必要です。

●職場での巡回健診で、ご協力いただきたいこと

- ・密を避けるため、広い部屋が必要です。
- ・換気を行うため、外気の取り込み口のある部屋がベターです。
- ・健診会場に入りきれない順番待ちの待機場所を決め、そこでも密や換気に留意する必要があります。

●体調不良時は、健康診断をご遠慮下さい

発熱、咳、呼吸困難、下痢などの症状があったり、コロナ患者に濃厚接触の可能性があり待機中であつたりする場合は、健康診断の受診をご遠慮下さい。

健康診断は「はずせない用事」と思って、体調不良でも無理をして受診してしまうと、特に公民館や当センターでの健診のように、色々なところから人が集まっている場合、ウイルスが複数の職場に飛び火してしまう恐れがあります。

健康診断は、はずせない用事ではありません！ 体調不良時は健診受診をご遠慮下さい。また、当日受診できなかった方は、後日、漏れ健診が設定されている場合も多いので、ご確認下さい。

